市川市建設工事予定価格公表要領

（目 的）

第１条　この要領は、入札のより一層の透明性、競争性を図るため、市川市が発注した建設工事の一部について、予定価格の公表を行うことを目的とする。

（対 象）

第２条　公表の対象は、契約金額２５０万円以上の建設工事とする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、契約金額２５０万円未満の建設工事も公表するものとする。

（公表方法）

第３条　公表は、建設工事予定価格等一覧表（様式第１号）を台帳として作成し、市政情報コーナー及びインターネットにより行うものとする。

（公表内容）

第４条　公表する内容は、次に掲げるものとする。

(1) 工事名
(2) 工事担当課
(3) 予定価格
(4) 契約金額
(5) 請負業者名
(6) 契約日
(7) その他市長が必要と認める事項

（公表の時期）

第５条　公表は、契約締結後２か月以内において、各月の初旬に一括して行うものとする。

附　則

この要領は、平成１０年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成１３年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

様式第１号

建設工事予定価格等一覧表

工　　事　　名	工事担当課	予定価格	契約金額	請負業者名	契約月日	備　考